

流山市太陽光発電初期費用ゼロ促進補助金

制度概要

流山市に登録された補助事業者が実施するゼロ円ソーラープランに基づいて、流山市内の住宅・事業所等に太陽光発電設備を設置する場合に、サービスの提供に要する費用の一部を補助します。

ゼロ円ソーラープランとは、太陽光発電設備の設置に係る初期費用（設備の購入費・設置工事費等）を事業者が負担することで、住宅等所有者が太陽光発電設備を実質0円で設置することができるプランで、プランの利用には、住宅等所有者と事業者の間で契約の締結が必要です。契約期間中は、住宅等所有者から事業者へ余剰売電を行う権利や使用料等の対価（対価はプランごとに異なります）を渡していただき、契約期間満了後には、住宅等所有者へ太陽光発電設備は譲渡されます。

補助金は事業者に交付しますが、サービス使用料の低減等を通じ、住宅等所有者に全額還元していただきます。

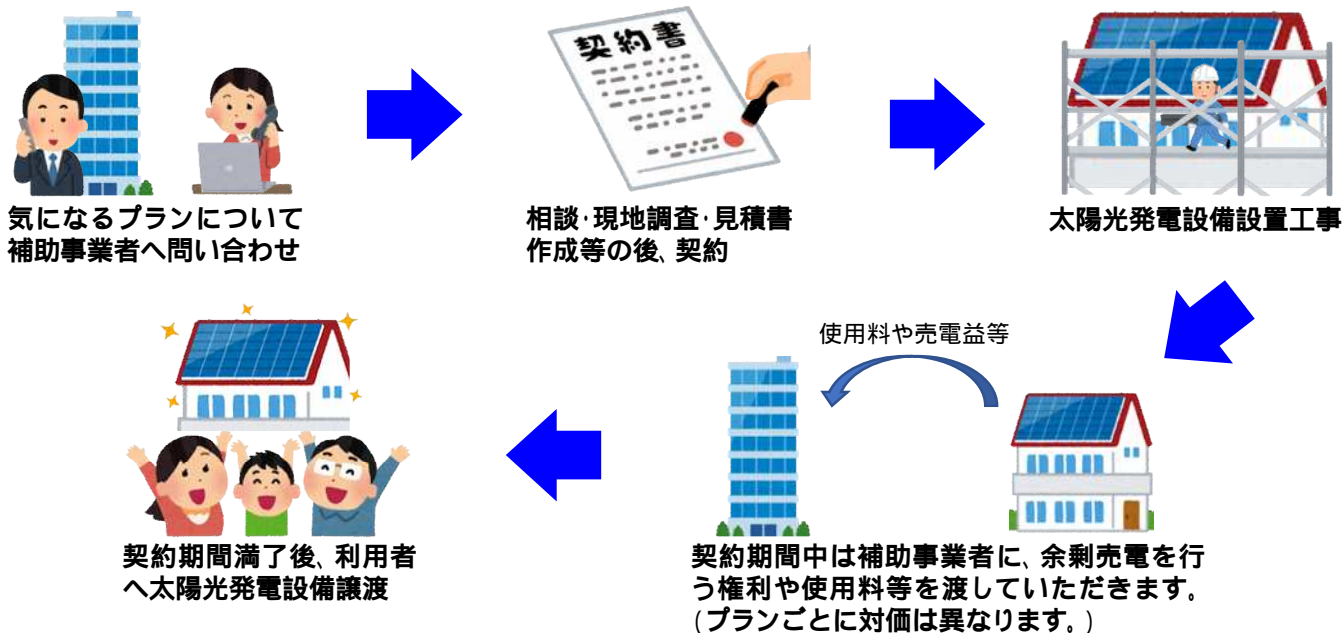
住宅等所有者

1. 利用要件

流山市内に住宅または事業所をお持ちの、個人・法人・その他の団体であること。

補助事業者が作成するゼロ円ソーラープランごとに、さらに要件を設定している場合があります。

2. 利用の流れ



補助事業者

1. 補助事業者の要件

次の要件を全て満たす事業者が、登録に係る書類を市に提出することで補助事業者として登録されます。

- (1) 法人（公共法人を除く）または青色申告を行っている個人事業者であること。
- (2) 市内に事業所を有して事業を行っていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 流山市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 流山市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団密接関係者のいずれでもないこと。

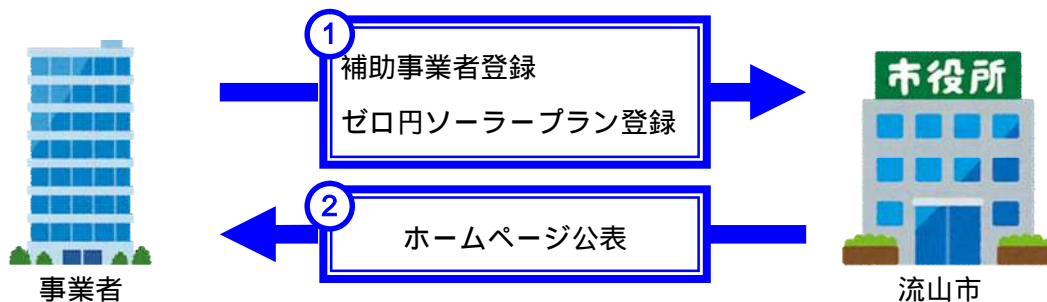
2. 補助事業者に対する補助額

公称最大出力の値 (kW) × 15,000 円 (上限 30 万円) 千円未満切捨て

補助金の助成を受けるためには、事業実施前に補助事業者として登録する必要があります。予算がなくなり次第終了します。契約締結前等に予算状況のご確認をお願いします。

3. 事業者登録の流れ

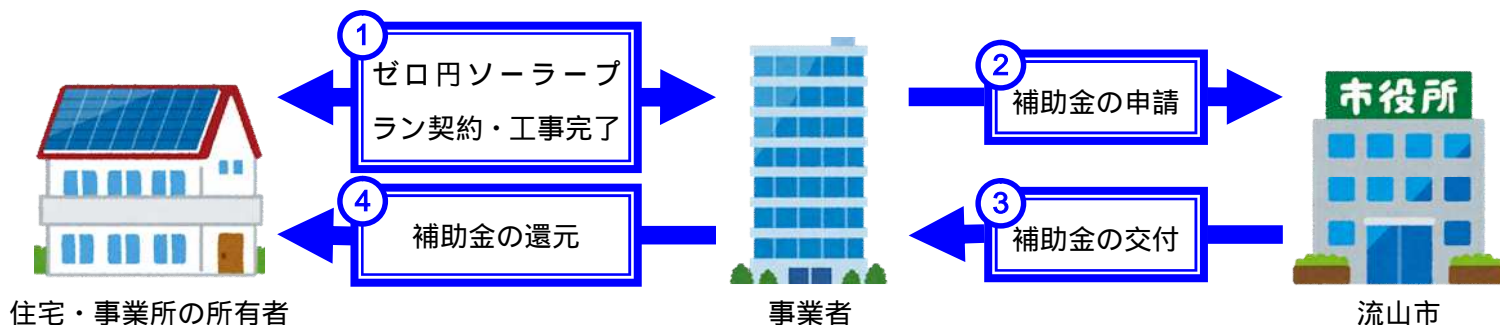
補助金を利用するためには、事業者登録とゼロ円ソーラープラン登録が必要となります。登録後に市のホームページに掲載します。登録書類等については、ホームページでご確認下さい。



4. 補助金申請・交付の流れ

ゼロ円ソーラープランの契約し工事完了後に補助金の申請ができます。申請書類等の詳細についてはホームページをご確認ください。

補助金は、予算額がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。



問い合わせ

〒270 0192 流山市平和台 1-1-1 流山市役所 環境部 環境政策課

TEL : 04 7150 6083 (直通)

FAX : 04 7158 9777

E-mail : kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

制度についてご不明な点がございましたら、市ホームページをご確認いただくかお問い合わせください。プランの内容についてご不明な点がございましたら、市ホームページをご確認いただくか補助事業者へお問い合わせください。